## 小郡市議長交際費支出基準

【平成25年3月13日 議長決裁】

(趣旨)

第1条 この基準は、議長(代理者を含む)が外部との交際のために支出する議長交際費について、その区分及び支出金額等の一層の透明化を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(支出先)

第2条 議長交際費は、議会の進展に結び付く事が期待できる場合において、社会通念上 妥当と認められる範囲内で必要最小限の支出をするものとする。

(支出区分)

- 第3条 議長交際費は次に掲げる区分に基づいて支出することができる。
  - (1) 弔費 葬儀、法要、供養等における弔電、香典、供物、供花等に係る経費
  - (2) 会費 懇親会、祝賀会、式典、行事等において参加等に係る経費
  - (3) 見舞金 事故、災害等の見舞いに係る経費
  - (4) 激励金 本市の公益性を高めると認められる団体又は個人を激励に係る経費
  - (5) 渉外費 市政運営に資する外部との意見交換、交渉並びに懇談に係る経費
  - (6) 贈答費 来客又は訪問先への土産、贈答品、記念品等購入に係る経費
  - (7) その他 議長が特に支出する必要があると認めた経費

(支出基準)

第4条 前条に規定する支出区分に対する支出金額の基準は、別表のとおりとする。 (基準の改正)

第5条 議長交際費は、その支出内容や金額が社会通念に沿うとともに、社会経済状況の 変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(補則)

第6条 前5条の規定にかかわらず、議長が特に必要と認める事項は、その都度定める。

附則

この基準は、平成25年度の交際費の支出から適用する。

## 別表(第4条関係)

別表(第4条日 「 」、		A short books
区分	内容、対象者等	金額等
	(1) 市議会議員、県議会議員、国会議員の死亡	香典1万円及び弔電
	(県・国会議員は地元選出)	(必要に応じ生花1対)
	(2) 前号に掲げる者の配偶者、実父母、義父母(同	香典5千円及び弔電
	居)又は子の死亡	
	(3) 区長、行政委員会及び附属機関の委員等の死亡	香典5千円又は1万円及び弔電
	(4) 前号に掲げる者の配偶者、実父母、義父母(同	香典5千円及び弔電
	居)又は子の死亡	
弔 費	(5) 市内各種関係機関・団体の役員の死亡	香典5千円又は1万円及び弔電
	(6) 前号に掲げる者の配偶者、実父母、義父母(同	香典5千円及び弔電
	居)又は子の死亡	
	(7) 小郡市表彰条例の規定に基づき表彰を受けた者	香典5千円又は1万円及び弔電
	の死亡	
	(8) 市職員の死亡	香典5千円又は1万円及び弔電
	(9) 前号に掲げる者の配偶者、実父母、義父母(同	香典5千円及び弔電
	居) 又は子の死亡	
	(10) 前各号以外で議長が特に必要と認めた者の死亡	香典5千円から1万円及び弔電
	(11) 前各号に該当する者の初盆供物料	香典3千円又は5千円
会費	(1) 懇親会、祝賀会、式典、行事等への参加に係る	3千円から1万円及び祝電
	経費	
見舞金	(1) 事故、災害等の見舞いに係る経費	5千円又は1万円
, -, , -		
激励金	(1) 本市の公益性を高めると認められる個人又は団体	5千円(個人)又は1万円
001//00	を激励に係る経費	- 1   V (III) V) > V (III
渉外費	(1) 市政運営に資する外部との意見交換、交渉並びに	3 千円から1 万円
0/15	懇談に係る経費	7,000
贈答費	(1) 来客又は訪問先への土産、贈答品、記念品等購入	3 千円から 1 万円
/P   A	に係る経費	
その他	(1) 議長が特に支出する必要があると認めた経費	社会通念上妥協と認められる額
CVAIR	(1) 成長な当に入口する心女がのこ前のた性)	又は実費相当額
-	※ 本山ナス ◇ 蛭に へいては発目が沖 ウナス	